

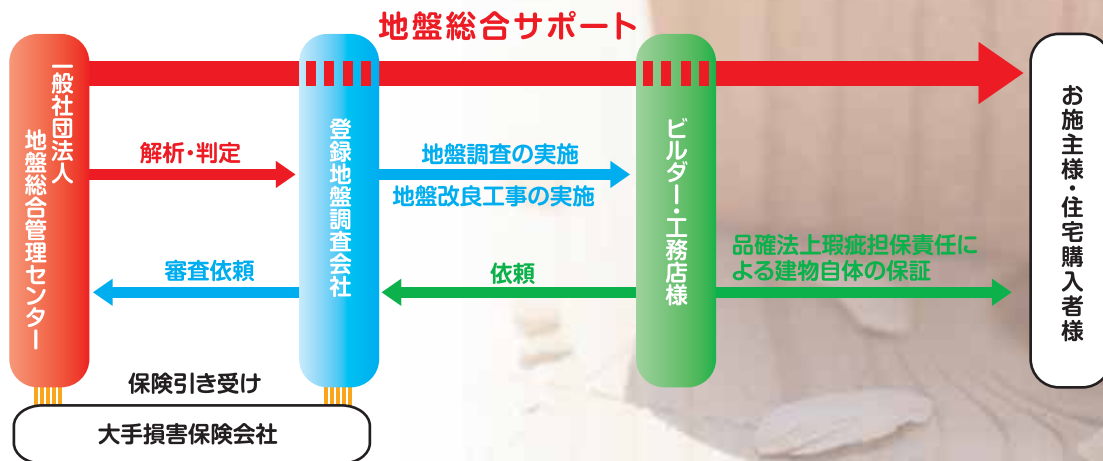
地盤総合管理システムのご案内

建築予定地で登録地盤調査会社が行った地盤調査の解析結果又は登録地盤調査会社が解析した地盤調査データの内容に適合した基礎施工又は地盤補強工事が行われた登録物件に対し登録地盤調査会社の対象業務に起因して発生した法律上の賠償責任を被保険者が負担する事で登録物件の損害を現状復帰させる工事を行います。

地盤総合管理システムとは？

地盤調査から解析判定、地盤補強工事、施工管理、品質管理、これらを総合的に管理し地盤に係る要因を明確にコントロールする事を目的とするシステムの提案です。

地盤調査に始まる住宅地盤の様々な要因を的確に解析し有効な対処方法の提案を行い長期的に住宅地盤を明確にコントロールする。それが地盤総合管理システムです。



地盤総合管理システムの特徴

特徴 1

地盤調査・地盤補強工事は全て登録地盤調査会社が担当します

地盤調査の実施及び地盤調査解析は全て地盤調査登録会社の地盤総合管理センターの認定資格者が行います。地盤補強工事も同様に地盤総合管理センターの認定資格者が行います。

特徴 2

公正な立場で第三者が「解析判定」を行います

地盤調査結果の解析は地盤総合管理センターにて検査を行い管理いたします。地盤総合管理センターは地盤登録会社の解析に対して検査を実施し合否を含め厳格な審査を実施します。

特徴 3

登録地盤調査会社と地盤総合管理センターが両方で 施主様とビルダー様をバックアップします

地盤調査から地盤総合サポートまで一貫して登録地盤調査会社と地盤総合管理センターで調査と工事の品質向上の為の管理運営をおこなっています。

特徴 4

登録地盤会社の行う地盤調査・地盤改良工事の品質を確保

地盤総合管理センターは登録地盤調査会社に対しての地盤調査地盤補強工事の教育活動を行い登録地盤会社の技術向上に努め高品質の技術での地盤調査と地盤補強工事をお客様に提供します。